

国立公園の許認可制度に関する動き

1. 自然公園法および下位法令の改正

(1) 特別地域における規制行為に「屋外での物の集積、貯蔵」を追加 (H15.4.1)

物の指定：土石、廃棄物、再生資源及び再生部品

共通許可基準の概要

- ・ 第1種地域、第2種地域もしくは第3種地域のうち植生復元困難地等でないこと
- ・ 廃棄物の集積、貯蔵でないこと
- ・ 期間および規模が必要最小限であること
- ・ 集積、貯蔵の高さが10mを超えないこと
- ・ 土地の外周線等から一定距離離れていること（一般建築物の場合と同等）
- ・ 跡地の整理に関する計画が定められ適切に行うこととされていること。

(2) 特別地域における規制行為に「指定動物の捕獲」を追加 (H15.4.1)

第1次指定の候補（現在パブリックコメント実施中）には本公園の該当はなし

共通許可基準の概要

- ・ 学術研究その他公益上必要で、申請場所以外では目的を達成できないこと
- ・ 申請にかかる特別地域で絶滅のおそれがないこと
（ただし当該動物の保護増殖等を目的とする場合は例外）

(3) 工作物の新築等に係る「風力発電施設」に関する許可基準の明示 (H16.4.1)

共通許可基準の概要

- ・ 色彩、形態が風致景観と著しく不調和でないこと
- ・ 施設の撤去計画が定められ跡地の整理を適切に行うこと
- ・ 土地の形状変更規模が必要最小限であること
- ・ 特別保護地区、第1種地域もしくは第2，3種地域のうち植生復元困難地等でないこと
- ・ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと
- ・ 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと
野生動植物の生息生育上その他風致景観維持上の重大な支障のおそれがないこと

- (4) 特別保護地区における規制行為に「動植物の放出等」を追加 (H18.1.1)
- 規制行為：①木竹以外の植物を植栽すること（木竹の植栽は従来から）
②植物の種子をまくこと
③動物を放つこと（家畜の放牧は従来から）
- ※動物を鎖やリードにつないだまま連れ歩くことは対象外

共通許可基準の概要

- ・ 学術研究その他公益上必要で、申請場所以外では目的を達成できないこと
- ・ 植栽、播種する地域に現存する植物と同一種類のものであり在来の景観の維持に支障がないこと
- ・ 災害復旧のために行われるものであること

- (5) 特別地域等における「自然を活用した催し」の容易化 (H18.3.30)

地方公共団体が作成する該当する催しの計画（開始 30 日前までに提出）に基づく一時的なもので、終了後に遅滞なく原状回復が行われるものについて、仮工作物の設置、広告物の掲出に関する許可・届出を不要化

共通許可基準の概要

- ・ 学術研究その他公益上必要で、申請場所以外では目的を達成できないこと
- ・ 植栽、播種する地域に現存する植物と同一種類のものであり在来の景観の維持に支障がないこと
- ・ 災害復旧のために行われるものであること

2. その他の法律等を受けた改正

- (1) 地方分権一括法に基づく権限区分の整理
(機関委任事務の廃止、鳥獣保護法に基づく許可権限との整理など)
- (2) 行政手続法等に基づく整理（許可基準の省令化など）
- (3) 自然再生推進法等を受けた、自然再生施設の公園事業施設化
- (4) 外来生物法の施行による、特定外来生物の防除行為等の不要許可化

風景地保護協定制度

平成15年4月1日に施行された自然公園法の改正により新たに創設された制度。現在、国立公園では阿蘇で第1号の協定が締結されている（下荻の草牧野組合と財団法人阿蘇グリーンストックの間）

○制度の概要

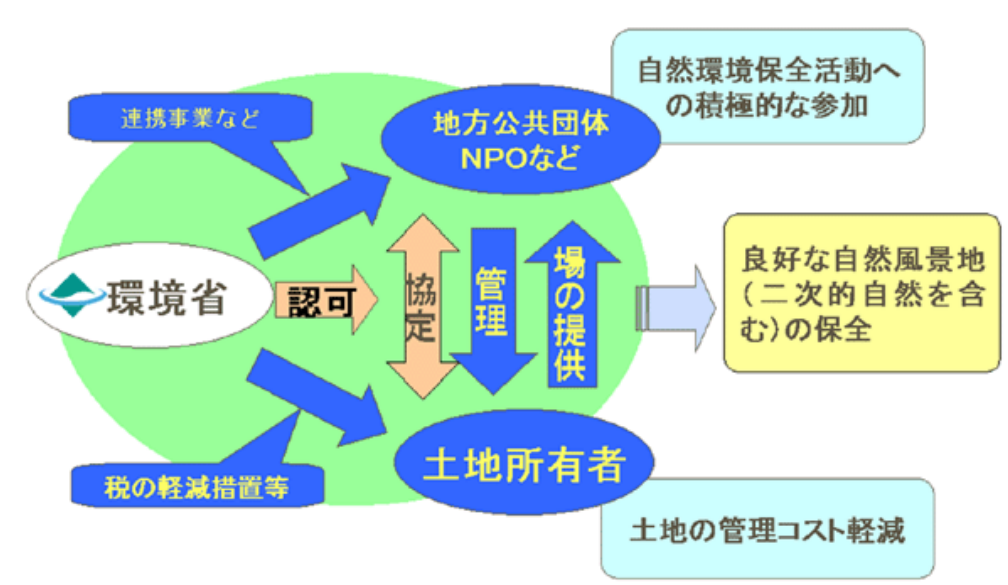
風景地保護協定制度は、土地所有者等による管理が不十分で風景の保護が図られないおそれのある国立・国定公園内の自然の風景地について、環境大臣、地方公共団体又は公園管理団体が土地所有者等との間で自然の風景地の保護のための協定（風景地保護協定）を締結し、この土地所有者等に代わり自然の風景地の管理を行うことができることとした。

○背景と趣旨

この制度は、これまで第一次産業等の営みにより保たれてきた草原や里地里山などの二次的な自然風景地が過疎など社会経済状況の変化によりその維持が難しくなっている問題に対し、これら二次的な自然風景地の保全活動を行うNPO法人等が増えてきたことを踏まえ創設したもので、NPO法人等や地方公共団体の自発的な意思による自然風景地の保護を推進するもの。なお、NPO法人等が協定の締結主体となる場合は公園管理団体の指定を受ける必要がある。

○優遇措置等

協定に基づく管理活動を円滑に進めるため、自然公園法上の特例措置を設けるとともに、協定が締結された土地の土地所有者の税負担を軽減します。具体的には、特別土地保有税を地方税法の改正により非課税とするとともに、相続税の評価額を協定による制約に見合った適正な評価となるようにする。



利用調整地区制度

平成15年4月1日に施行された自然公園法の改正により新たに創設された制度。
現在、知床、尾瀬、小笠原などでこの制度に基づく地区指定が検討されている。

○制度の趣旨

近年、国民の自然志向の増大等によって、従来ほとんど利用者が立ち入ることのなかった原生的な自然を有する地域を訪れる利用者が増加しつつあり、当該地の原生的な雰囲気が失われるとともに、風致景観、生物多様性の保全上の支障が生じている事例が見られている。また、自然公園の利用という観点からは、このような原生的な自然を有する地域は、より深い自然とのふれあいと体験が得られる場として重要であり、一定のルールとコントロールの下で持続的な利用を図ることが有効だと考えられる。

このため、国立・国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特別地域内に立入りの人数等を調整する利用調整地区を設けるもの。

利用の調整は、環境大臣が定める期間内の公園利用者の立入りを認定制とすることにより実現するものであり、環境大臣が定める期間とは、例えば積雪期における湿原のように、立入りによる風致景観への影響が少ない時期がある場合に、当該期間を除いて定めることを想定している。認定等については立入りの目的により、以下のように取り扱うこととなる。

①国立・国定公園の利用者

- ・ 国立・国定公園の利用者の立入りにについては、環境大臣又は都道府県知事（指定認定機関が指定されている場合は指定認定機関）の認定を受けることが必要。
- ・ 利用者とは、風景地を利用するための保健、休養又は教化の目的で立ち入る者を指し、自然とのふれあいや風景探勝等の目的で立ち入る者のほか、個人で行う動植物の観察、写真撮影等で立ち入る者が該当。

②利用目的以外で利用調整地区に立ち入る必要がある者

- ・ 利用目的以外で立ち入る場合は、原則として環境大臣又は都道府県知事の許可を受けることが必要です。

○利用調整地区への立入りの認定

利用調整地区の利用者数等を調整するため、環境大臣が指定する期間内に立ち入ろうとする利用者は、環境大臣又は都道府県知事（若しくは指定認定機関）による立入りの認定を受ける必要がある。

認定の基準としては、利用調整地区ごとに利用者数や滞在日数に関する基準などを定める。

また、認定を行ったときは、立入認定証を交付することとし、立ち入る者は当該立入

認定証を携帯する必要がある。

○指定認定機関

利用調整地区における利用者の認定に関わる業務については、当該地区に近接した場所で効率的に行われることが望ましいことから、この業務は地元の団体等を指定して行わせることができることとされている。指定認定機関は、利用調整地区ごとに1機関のみを指定することし、指定認定機関による適正かつ確実な認定関係事務の執行を確保するため、遵守事項や秘密保持義務、監督命令、報告徴収及び立入検査等の規定が設けられている。

○認定のための手数料

認定又は立入認定証の再交付のための手数料は受益者（利用者）の負担とし、この手数料により認定関係事務を行う。国立公園の手数料については、政令により1人1000円以下（※）と定められている。また、国定公園の手数料については、条例で定めることとされている。

※あくまで実費を勘案した手数料額であり、入山料等の性格をもつものではない

自然公園等事業の改革について

平成17年度の三位一体改革において国庫補助負担金の見直しが行われ、自然公園等事業についても、従来の補助金を見直すとともに、事業全体について改革を行いました。

改革の方針

国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、改革を行いました。

具体的措置

自然公園法の規定を踏まえ、自然公園の種類ごとに、整備に係る費用を負担すべき主体を明確にし、これに沿って事業を行うこととしました。

国立公園：原則として国が公園事業を執行するものであることから、直轄予算を拡充し、補助金を廃止。

※ ただし、地方自治体が公園事業を執行することは引き続き可能。

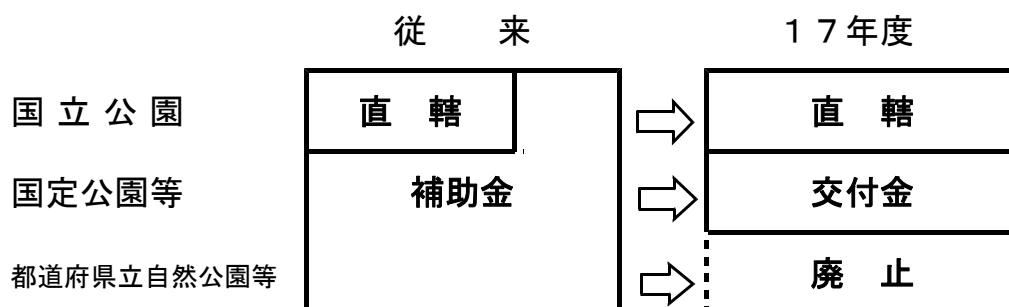
国定公園：国が指定し公園計画を定め、都道府県等が公園事業を執行するものであることから、国が応分の費用負担を行いつつ、地方と協力して整備を進めることとし、従来の補助金を、地方の裁量性を高めた交付金（自然環境整備交付金）に移行。

※ 国指定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道整備事業も交付金の対象とした。

都道府県立自然公園：都道府県が条例に基づき指定していることから、公園事業の執行に要する費用は地方に委ねることとし、補助金を廃止。

※ 自然公園の区域外における整備事業も同様に地方に委ねることとし、補助金を廃止。

予算の構成



国立公園の直轄事業について

【概要】

三位一体改革に伴い、国立・国定公園等の整備における国と地方の役割分担の明確化が図られ、国立公園の直轄事業については、効果的な事業執行の観点から、国立公園の保護上及び利用上重要な事業について、重点的な整備を行う。

<国立公園の直轄事業対象>

- 1 風致を維持する必要性が高い地域における公園事業
特別保護地区、第1種特別地域及び海中公園地区で行われる事業（これらの地域に到達する歩道等、密接に関係する周辺地域の事業を含む）
- 2 集団施設地区に係る公園事業
集団施設地区に係る事業（案内標識等、密接に関係する周辺地域の事業を含む）
- 3 その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等
 - ① 自然再生事業
 - ② 絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護増殖のために必要な植生復元施設及び動物繁殖施設
 - ③ 国立公園内の長距離自然歩道
 - ④ 多数の利用者（日最大2千人以上）への対応として特に整備が必要な歩道、園地

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う。

基本理念 国民・事業者・行政の責務の明確化

環境基本計画との調和等

市町村(*)による景観計画の作成

(*)広域的な場合は都道府県

景観計画の区域

建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導等

景観協議会

行政と住民等が協働して取り組む場



[オープンカフェの取組例]

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

[商店街での取組イメージ]



景 観 地 区

- ・より積極的に景観形成を図る地区について指定
- ・建築物や工作物のデザイン、色彩に対する規制



[まちなみイメージ]

景観重要建造物

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

[イメージ]



ソフト面の支援

景観整備機構

NPO 法人やまちづくり公社などを指定。

景観重要建造物の管理、土地の取得等を行う。



[ポケットパーク等の整備イメージ]

自然公園法との連携

景観法と自然公園法の関係

